

会社の設立・その他のサポート

※金額はすべて税込

8-1 会社設立サポート

・株式会社の設立 88,000円～

(定款作成・コンサルティング・公証人の認証手続・登記申請代理を含む)

【別途必要となる実費】 180,000円～

・公証人による定款認証手数料 30,000円～50,000円

・収入印紙代（書面定款の場合） 40,000円

・登録免許税（国税） 150,000円～ ※ 資本金額による

【加算額が発生する場合】

・種類株式の発行、取締役会・監査役設置など定款が複雑な場合

・現物出資がある場合

・許認可業種の場合 など

※ 許認可手続きは、別途、行政書士への依頼が必要となります。

・合同会社の設立 66,000円～

(定款作成・コンサルティング・登記申請代理を含む)

【別途必要となる実費】 60,000円～

・収入印紙代（書面定款の場合） 40,000円

・登録免許税（国税） 60,000円～ ※ 資本金額による

【加算額が発生する場合】

・業務執行社員を複数置く場合

・現物での出資がある場合

・許認可業種の場合 など

※ 許認可手続きは、別途、行政書士への依頼が必要となります。

8-2 会社の変更登記・各種手続きサポート

・役員変更登記 33,000円

・本店移転登記（同一都道府県内） 33,000円

・本店移転登記（他の都道府県への移転） 55,000円

【登録免許税（実費）】

・役員変更 10,000円

(資本金が1億円を超える場合は 30,000円)



・本店移転（同一都道府県内）	30,000 円
・本店移転（他の都道府県への移転）	60,000 円

※1 株主総会議事録の作成を含みます。

※2 別途必要となる実費：・郵送費　　・交通費　　・登記事項証明書取得費 など

・定款の見直し・再構成	33,000 円～
・定款の一部修正	11,000 円～
・株主名簿の新規作成	11,000 円～

小さな会社様（ご家族経営・一人社長様）をメインにサポートしております。

会社の状況を丁寧に伺い、その都度最適なプランをご提示し、お見積りいたします。

不動産の名義変更（生前贈与など）

※金額はすべて税込

9-1 不動産の登記

・生前贈与による名義変更 (贈与契約書の作成を含む)	55,000 円～
・抵当権の抹消（ローン完済）	11,000 円
・登記名義人住所・氏名変更	11,000 円～

【登録免許税（実費）】

・生前贈与：	固定資産評価額×2%
・抵当権抹消：	不動産 1 件につき 1,000 円
・住所・氏名変更：	不動産 1 件につき 1,000 円

※1 引越し等により、登記簿上の住所・氏名と現在の住所・氏名が異なる場合は、別途『登記名義人住所・氏名変更登記』が必要となります。

※2 「住所・氏名の変更」については、令和 8 年 4 月から義務化されます。

お早目の手続きをお勧めします。

※3 別途必要となる実費：・郵送費　　・交通費　　・登記事項証明書取得費 など

※3 詳細な費用はお見積もりにてご案内いたします。

契約書作成・リーガルサポート

※金額はすべて税込

10-1 定型契約書の作成サポート

22,000 円～

当事者間で合意された内容に基づき、法的に有効な書面を作成します。

【主な契約書】

- ・不動産贈与契約書（親族間の名義変更に）
- ・金銭消費貸借契約書（ご家族・知人間の借用書）
- ・業務委託契約書（個人事業主の方などのお仕事の約束に）

10-2 オーダーメイド契約書の作成 44,000 円～

ヒアリングを通じて、ご希望や相手方との関係、将来起こりうるリスクを整理し、お客様専用の契約書を作成します。

10-3 契約書の内容確認サポート 22,000 円～

ご自身で作成された契約書原案について、法的な不備や不利な条項がないか確認し、修正案をご提案します。

※1 上記は標準的な事案の料金です。

正確な費用は、お話を伺い、詳細を確認した上でお見積りいたします。

※2 契約書作成にあたっては、事前にご相談のお時間をいただいております。

※3 複雑な事案や、司法書士の職域に抵触する内容が含まれる場合は、他の専門家をご紹介するか、または連携して対応いたします。

その他の費用

法律相談 30 分 5,500 円

※ 出張相談にも対応しております（要事前予約）。

出張日当 半日（4 時間まで） 11,000 円

初回相談 30 分まで無料

